

交通局発注の随意契約に関する調査報告（第2次）概要版

平成26年12月
大 阪 市

「交通局発注の随意契約調査の実施方針」*₁に基づき、H25年度・26年度上半期における随意契約*₂を対象に調査を実施した。なお、監視委員会委員から要請のあったH23・24年度の随意契約についても追加調査*₃を実施。

1 調査案件

区 分	年 度	H23	H24	H25	H26上半期	計
交通局調達課で締結した契約		762件 (7件)	991件 (34件)	844件 (19件)	491件 (12件)	3,088件 (72件)
交通局調達課以外の各課で締結した契約		57件 (0件)	29件 (3件)	28件 (5件)	23件 (1件)	137件 (9件)
合 計		819件 (7件)	1,020件 (37件)	872件 (24件)	514件 (13件)	3,225件 (81件)

交通局全体の契約のうち随意契約が占める割合	40.9%	43.5%	44.2%	44.4%
-----------------------	-------	-------	-------	-------

()内は、プロポーザル、コンペ方式による契約件数の内数

2 調査項目

随意契約全般、プロポーザル方式等による契約、個別事案ごとに、契約関係書類を確認のうえ、ヒアリング等の調査を実施

3 調査結果

(1) 事務処理上問題があるもの（規程整備もれや解釈誤り、事務手続きのミスなどによるもの）

① 契約事務審査会での調査・審議を行っていない案件

年 度	H23	H24	H25	H26上半期	計
交通局調達課で締結した契約	757件 /762件	981件 /991件	427件 /844件	288件 /491件	2,453件 /3,088件
交通局調達課以外の各課で締結した契約	57件 /57件	29件 /29件	28件 /28件	23件 /23件	137件 /137件
合 計	814件 /819件	1,010件 /1,020件	455件 /872件	311件 /514件	2,590件 /3,225件

② 随意契約結果の公表がなされていない案件

年 度	H23	H24	H25	H26上半期	計
交通局調達課で締結した契約	309件 /762件	389件 /991件	306件 /844件	307件 /491件	1,311件 /3,088件
交通局調達課以外の各課で締結した契約	57件 /57件	29件 /29件	28件 /28件	23件 /23件	137件 /137件
合 計	366件 /819件	418件 /1,020件	334件 /872件	330件 /514件	1,448件 /3,225件

③ プロポーザル・コンペ方式による手続きに改善が必要な案件

区 分	H23	H24	H25	H26上半期	計
契約事務審査会に公募型プロポーザル方式等の適用について付議されていない案件	7件 /7件	37件 /37件	24件 /24件	13件 /13件	81件 /81件
本市職員のみを委員として選定した案件	1件 /7件	3件 /37件	6件 /24件	6件 /13件	16件 /81件
選定結果（審査結果）の公表を行っていない案件	6件 /7件	33件 /37件	15件 /24件	1件 /13件	55件 /81件

(2) 随意契約理由の妥当性

種別（随意契約理由）	年度		計
	H25	H26 上半期	
①その性質又は目的が競争入札に適しないもの（第2号）	829件	494件	1,323件
②障害者支援施設等からの買入又は役務の提供（第3号）	1件	1件	2件
③緊急により競争入札ができないとき（第5号）	21件	9件	30件
④競争入札に付すことが不利と認められるとき（第6号）	21件	10件	31件
計	872件	514件	1,386件

（ ）内は、随意契約ができる場合の根拠規程（地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号）

- ・上記については、書類上、一定の合理性が認められる。
- ・④のうち4件は、当初入札に付したが入札不調となるなど、急を要するためやむを得ず、近隣等の施工業者と随意契約を締結したものであるが、いずれも、契約事務審査会での調査・審議を行っておらず、競争性の確保や契約相手方選定方法など、随意契約の運用について検討が必要。

(3) 不適正な事案と認められるもの

事業名	契約年度	契約方式
110周年シンポジウム業務委託	H26	公募型プロポーザル方式

- ・平成26年11月18日付けの外部監察チームの報告書によると、審査委員である交通局職員Aの一連の言動は、本件プロポーザルの審査の公平性・透明性を害したことは確実であり、公正さに疑いを生じさせるものとしており、不適正な事案であると認定。

(4) 別途、調査を実施する必要があるもの

事業名	契約年度	契約方式
アートフェスタ・イベント	H25	特名随意契約

- ・事業者からの提案を受けた時点でイベントを実施する方針を決定し、その後、当該事業者と実施に向けた打ち合わせを行うとともに、準備等に着手することを口頭で約束したものであるが、これらの意思決定の公文書が存在せず、意思形成プロセスが不明確。
- ・また、本件イベントの契約は決裁文書上、平成25年5月1日付けで起案し、5月16日付けで決裁、5月17日付けで契約を締結したことになっているが、実際は平成25年10月29日に起案・決裁し、同日に契約を締結。
- ・決裁文書上の契約の内容と成果物が一致していると解することは困難。支払額の根拠は事業者が負担した実費相当額やキャンセル料の負担ということであるが、支払手続きの正当性や金額の妥当性など市民に対して説明責任を果たしていく必要あり。

4 現時点での交通局での改善策

- ・契約事務審査委員会の機能強化（外部委員の増強、開催回数の増加など）
- ・随意契約結果の公表ルールの徹底
- ・「公正契約職務執行マニュアル」及び「公募型プロポーザルガイドライン」の取扱いの徹底
- ・コンプライアンス研修の実施 など

5 今後の進め方

- ・次回開催の大阪市入札等監視委員会（平成27年1月中）までに、これらの調査結果をふまえた再発防止策・改善策をとりまとめ。

*1 H26年11月11日開催の大阪市入札等監視委員会で調査・審議。

*2 工事・物品・業務委託契約のうち随意契約によるもので、交通局職務権限規程に定める少額な契約（工事：50万円以下、物品・業務委託：10万円以下）を除く。

*3 随意契約理由の審査を除く、事務処理上の問題の有無（①契約事務審査会での審議状況②随意契約の結果公表③プロポーザル方式等の事務取扱い）について実施。